

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	目標、成果	課題	担当課	番号	
家庭のエネルギー消費を効率化・抑制する	家庭用機器の効率的な使用	家庭用機器の高効率化	家庭用の高効率機器への転換・選択を促進する	家電の省エネルギー省エネラベル掲出制度	「家電の省エネルギー省エネラベル掲出義務」を拡充し、現行の3機器(エアコン、冷蔵庫、テレビ)に加え、電気便座と蛍光灯器具を対象とする ・統一省エネラベルの対象が拡大大次第、制度の対象とする機器を追加(P32)	長野県地球温暖化対策条例第18条(省エネラベル)掲出率 ・H25 96.6% (7,663台確認) ・H26 94.8% (6,671台確認) ・H27 96.6% (7,127台確認) ・H28 97.7% (8,796台確認) ・H29 96.4% (6,857台確認) ・H30 92.7% (7,148台確認)	・長野県地球温暖化対策条例で対象の5機器を5台以上展示する販売店に対し省エネラベルの掲出を義務化(エネルギー消費が大きく、日常活動での使用時間が長い5品目が対象) ・県職員による掲出店舗の確認 ・実施年度H25～	掲出率 ・H25 96.6%(掲出数7,404/確認数7,663) ・H26 94.8%(6,324/6,671) ・H27 96.6%(6,884/7,127) ・H28 97.7%(8,595/8,796) ・H29 96.4%(6,608/6,857) ・H30 92.7%(6,626/7,148)	・新たに省エネラベル掲出制度の対象となった電気便座と蛍光灯器具の掲出率は、他の品目と比較すると未だ低いため、引き続き周知の徹底が必要 掲出率 ・H28 電気便座75.4%、蛍光灯器具79.5% ・H29 電気便座71.2%、蛍光灯器具50.0% ・H30 電気便座79.4%、蛍光灯器具75.0% ・掲出がない店舗(主にホームセンター)への周知・徹底	環境エネルギー課	1
		省エネに係る情報や学習機会を提供する	家庭の省エネサポート制度	・県民の求めに応じて、ライフスタイルを診断し、環境に配慮できる手法を助言するため、家庭の省エネ行動を支援する新たな「家庭の省エネサポート制度」を構築・実施 ・企業や団体が県民との接点機会を活用して行う省エネアドバイザーによる個別の県民に対する省エネアドバイス・省エネ診断活動と、市町村等と協力して行う省エネ講習会を連携させて実施(P32)	・エネルギー供給事業者の社員を家庭の省エネアドバイザーに認定し、業務で家庭を訪問する際に、省エネアドバイザーや簡易診断を実施(目標:H29年度までに延べ10万件実施) ・市町村等が実施する講習会や環境イベントを支援 ・実施年度H25.9～	省エネアドバイス等件数 ・H25～H29 118,029(目標:10万件) ・H30 35,534(アドバイザー35,136、簡易診断398) ・累計 153,563(151,427、2,136) 講習会等の支援 累計161件 協力事業者83者、アドバイザー456名 信州協働大賞受賞(H28.3)	・アドバイス実施による効果を定性的に把握できる一方で、定量的に把握することが困難 一定量的な把握:アドバイス後の行動変容(省エネ機器への買替え等)の有無や削減効果などの可視化 ・県民の省エネに対する意識の向上	環境エネルギー課	2		
		参加型の環境学習の仕組みづくり	・「信州ESDコンソーシアム」やユネスコスクールなどの団体と連携し、環境教育に加えて経済・社会の課題を学ぶESDを推進することで、持続可能な社会を支える人材を育成 ・環境エネルギー分野の実践的な行動の変容につなげるため、県内の環境教育に関する情報を一元化して統合的に発信し、地域における環境教育や体験機会に県民が参加しやすい環境を整備するとともに、企業を含む多様な主体の学習意欲を喚起する参加型の環境教育・体験機会を提供する団体等の活動を支援【中間見直し】(環境カレッジ)	・地域講座(地域で広く参加者を募るもの)と学校講座(学校での出前講座)を実施(目標:2022年度受講者12,000人) ・魅力ある講座づくりとしてカリキュラムコースを開設 ・WEBサイト等を活用した発信力の強化 ・交流会を開催し、講座実践者を支援	会議等への出席や、信州環境カレッジを活用してESDの推進を図るなど、連携を進めているところ H30 ・地域講座数138、受講者延べ6,359人 ・学校講座数38、受講者延べ703人 ・カリキュラムコース講座数62、認定証交付41名	・信州環境カレッジの知名度が低い。 ・講座提供者の意見を取り入れ、制度をより良いするための見直しを常に行っていく必要がある。	環境政策課	3			
事業活動のエネルギー消費を効率化・抑制する	大規模事業者の取組促進	エネルギー使用状況を把握し、効率化・抑制を計画する	事業活動に係る地球温暖化対策計画書制度	「排出抑制計画書制度」を拡充するとともに、現行の「自動車環境計画書制度」と統合し、「事業活動温暖化対策計画書制度」とする ・対象事業者の拡大(県内事業所で合計して原油換算1,500kl/年以上のエネルギーを使用している事業者等)、計画年度の複数年度化、交通や物流等の視点の追加、県による助言・指導・評価・表彰等の実施 ・電気やガス等のエネルギー供給事業者やそれらの事業者団体などに対し、エネルギー供給における低炭素化や再生可能エネルギーの普及・供給拡大に係る取り組みを促すため、現行の「再生可能エネルギー計画書制度」を発展させ、エネルギー供給事業者に対する「エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度」を導入(P33)	長野県地球温暖化対策条例第12条(事業活動計画書)制度対象者数319者 計画書の評価・公表 表彰者5者 条例に基づく立入調査件数:213件(H26～H30累計)	・条例で対象事業者に対して計画書の提出を義務化 ・事業活動温暖化対策計画書の計画期間3年化、交通・物流の追加、作成の助言、現場確認による指導、評価を実施(表彰は29年度実施) ・実施年度H26～	・産業・業務部門の温室効果ガス排出量 7,523kt-CO ₂ (H25年度比▲0.6%) ・事業活動温暖化対策計画書対象事業者の温室効果ガス排出量 3,647kt-CO ₂ (H25年度比▲2.9%) H29年度制度対象者数:319者 立入調査件数:213件(H26～H30累計) H29表彰者:5者	・事業者の計画書作成に係る業務負担が大きい。省エネ法等の報告と重複する部分がある。 ・評価基準について再エネの導入が反映されていない、原単位が減ったが排出量が増えた事業者の評価が低いなど、事業者から意見がある。 ・評価は5段階評価の上位2ランクの事業者のみを公表し、評価が低いことを容認する事業者の底上げに繋がらない。	環境エネルギー課	4	
		意欲的な事業者の取組を評価する	地球温暖化対策計画書の任意提出制度	・意欲的な中小規模事業者が「事業活動温暖化対策計画書制度」へ任意参加でき、県による助言・評価・表彰などを受けられるようにする ・環境マネジメントシステム(以下「EMS」という。)の導入に向けた研修会の開催や、県が財やサービスを調達する際に価格以外にEMSの取組を考慮する仕組みづくりの検討などによりEMSの導入促進を図り、事業者のエネルギー管理の取組を支援(P33)	長野県地球温暖化対策条例第12条(事業活動計画書)任意提出者数4者 計画書の評価・公表 表彰者5者 条例に基づく立入調査件数:1件(H26～H30累計)	・条例で対象事業者に対して計画書の提出を義務化 ・事業活動温暖化対策計画書の計画期間3年化、交通・物流の追加、作成の助言、現場確認による指導、評価を実施(表彰は29年度実施) ・実施年度H26～ ・中小規模事業者向けのエコアクション21導入・構築のための研修会を開催し、事業者の取組を支援している。	任意提出実績:4社 ・エコアクション21認証登録件数 H28 267件 H29 278件 H30 283件 県内登録事業者のCO ₂ 排出削減量(対象事業者:257社) 9938t-CO ₂ (前年又は基準年度比▲4.4%) ・入札参加資格での加点 県内に本店を有する業者についてエコアクション21の認証登録をすると加点	・任意提出に対する事業者の動機付けとなるものは、県の現地確認による助言のみである。 ・県内中小規模事業者8万社のうち283社の登録にとどまっており、エコアクション21の登録事業者数をいかに増やしていくか。(H30年度登録事業者比率:0.4%) ・エコアクション21の登録に際してのメリット啓発方法の検討	環境エネルギー課	5	
		事業者間での知見の普及を促進する	信州省エネパトロール隊の支援	「信州省エネパトロール隊への活動支援」「省エネセミナーの開催」「事例集の作成・頒布」を引き続き実施(P33)	・「信州省エネパトロール隊への活動支援」「省エネセミナーの開催」「事例集の作成・頒布」を引き続き実施(P33)	・信州省エネパトロール隊の活動に係る旅費や隊員育成に係る費用を支援(H17～H29まで) ・H30からは中小規模事業者省エネ診断事業に移行	・H30からは中小規模事業者省エネ診断事業に移行	・製造業(産業部門)中心とした制度から業務部門等も対象とした。 ・H30からは中小規模事業者省エネ診断事業に移行	環境エネルギー課	6	
事業活動のエネルギー消費を効率化・抑制する	他の事業者の模範となる先進的なモデルづくり	事業者向け協定制度	・事業者が温室効果ガスの排出抑制について、一定の基準を満たす意欲的な取組を自主的に行うことを促進するため、県と事業者間での「協定制度」を設ける ・省エネやフロン類等の対策、未利用エネルギーの活用等について、意欲的な目標を設定し、目標達成のための取組を実施する事業者と複数年度の協定を締結する ・事業者は、県に対して取組状況・結果を報告し、県は、事業者に対して支援を行う(P33)	長野県地球温暖化対策条例第27条	なし	実績なし	意欲的な事業者は自発的に省エネを推進するため、施策効果が薄い。	環境エネルギー課	8		
		業種・業態別協議会	・「長野県温暖化対策病院協議会」「長野県温暖化対策商業施設協議会」「長野県温暖化対策宿泊施設協議会」の活性化や組織化を推進 ・病院や事業者が取り組む自主的な温暖化対策の推進、宿泊事業者が取り組むアメニティ軽減につながる取組や環境負荷軽減活動などを支援(P33)	地球温暖化対策の推進に関する法律第40条	会員数 病院:90、商業:45、宿泊:1,068 実績:▲1.6% 研修等実績(毎年) 病院:研修会3回 商業、宿泊:研修会1回	・業界内の自主的な取組につながっていない。 ・他部局との連携を強化する必要がある。	環境エネルギー課	9			

環境エネルギー戦略に基づく施策の取組状況

令和元年8月23日時点

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	目標、成果	課題	担当課	番号	
消費を効率化・抑制する	協力の促進	の普及を促進する	指標を活用した支援の仕組みづくり	・業務部門の中でも温室効果ガスの削減の効果が期待できる宿泊業、病院等の業種に対する重点的な省エネルギー対策を支援するため、同業種間の省エネルギー対策の実施の程度を比較できる指標(ベンチマーク)作成、簡易的な省エネ診断による意識変容と事例の創出【中間見直し】(ベンチマーク)		・事業活動温暖化対策計画書制度のデータやアンケート等により、ベンチマークを作成 ・対象業種:百貨店・総合スーパー、食料品スーパー、ホテル、病院、公務 ・実施年度H30～	総合スーパー・百貨店、食料品スーパー、ホテル、病院、公務のベンチマークを作成。 商工会議所にベンチマークのチラシを配布し周知依頼。	・ベンチマーク活用によるメリットが理解されていない。 ・7の省エネ診断事業と連携が十分でないこと	環境エネルギー課	10	
		新築建築物の取組促進	環境エネルギーに配慮された建築物の選択を促進する	建築物における環境エネルギー性能検討制度	・「建築物環境配慮計画書制度」を拡充し、建築物における「環境エネルギー性能検討制度」を実施 ・県有施設に関しては、県有財産のファシリティマネジメントにおける県有施設の省エネ改修等に係る協議制度を通じて、環境エネルギー性能に配慮した新築を促進するほか、県の協議制度の仕組みや経験を市町村などに対して発信(P34)	長野県地球温暖化対策条例第20条(環境負荷低減検討) 2,000㎡以上の建築物 検討結果 届出件数 H28年度:60件 H29年度:25件 H30年度:21件 新築戸建住宅の省エネ基準等への適合割合:83.5%(H28～H30平均)	長野県地球温暖化対策条例により戸建て住宅を含む原則全ての建築物を新築する場合、環境エネルギー性能検討を義務化	新築戸建住宅の省エネ基準等への適合割合:83.5%(H28～H30平均) 2,000㎡以上の建築物検討結果 届出件数 H28年度:60件 H29年度:25件 H30年度:21件 検討制度の普及による、建築物の建築主の意識高揚	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、2021年4月から300㎡以上の非住宅に省エネ基準への適合が義務化されるため、条例で届出対象とする規模要件について検討が必要。	建築住宅課	11
低炭素建築物新築等計画認定の促進	・エコまち法に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を促進 ・環境エネルギー性能の高い住宅、建築物の設計、技術、機能等を評価する仕組みなど、新たな知見を取り入れた施策を検討、導入(P34,35)				長野県地球温暖化対策条例の講習会等において、低炭素建築物の認定制度等について周知を図る	低炭素建築物新築等認定件数 H28 52件 H29 35件 H30 37件	認定住宅を供給する事業者が一部に限られる。	建築住宅課	13		
ふるさと信州・環の住まい認定制度	・ふるさと信州・環の住まい認定制度の活用(P34)				認定住宅の建設費用の一部を補助 「ふるさと信州・環の住まい助成金」(H27まで) 「信州型健康エコ住宅助成金」(H28から) 「環境配慮型住宅助成金」(H30から)	認定(助成)件数 ・H25 182件 ・H26 143件 ・H27 150件 ・H28 151件 ・H29 164件 ・H30 132件	助成金を活用する事業者の拡大が必要。建築物省エネ法による小規模住宅の省エネ基準への適合義務化の動向を注視する必要がある。	建築住宅課	14		
建築事業者の技術向上を促進する	・県と関係団体によって組織する「長野県住まいづくり推進協議会」と連携し、技術講習会の開催や評価ツールの普及などを実施 ・国の2020(平成32)年度まで段階的に建築物の断熱性能を規制する方針(「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ)に着実に対応できるよう取り組む(P35)				県単独又は建築関係団体との共催により、評価ツールの普及を図るための講習会を開催	講習会受講者数 H25 908人 H26 825人 H27 169人 H28 132人	建築物省エネ法の改正など、建築物に係る省エネ政策の動向を注視し必要に応じて技術講習等の検討が必要。	建築住宅課	15		
既築建築物の取組促進	既存住宅の断熱改修を促進する		リフォーム助成制度等	・ビルなどの事業用の建築物については、「事業活動温暖化対策計画書制度」を通じて対策を促す ・県有施設に関しては、県有財産のファシリティマネジメントにおける県有施設の省エネ改修等に係る協議制度を通じて、環境エネルギー性能に配慮した改修を促進するほか、県の協議制度の仕組みや経験を市町村などに対して発信 ・既存住宅については、リフォーム助成制度等の活用や環境エネルギー性能の診断の仕組み等、環境エネルギー性能を高める改修を誘導できるよう、新たな知見を取り入れた施策を検討、導入 ・「長野県住まいづくり推進協議会」と連携し、建築事業者の住宅リフォーム技術の向上への取組を支援(P35)		第5次長野県職員率先実行計画の温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、事業費が概ね500万円以上の施設の改修等について県有施設の省エネ改修等に係る協議制度を実施し、県有施設の新築時等に係る省エネ基準化を推進	・H28 63件 ・H29 39件 ・H30 77件 設備の改修時においては省エネ対策が設計に盛り込まれやすく、協議により計画的な省エネ推進が可能。 ・H30年度には、協議様式を財産活用課実施している優先度評価の様式に統一した。	・予算要求等に係る資料作成の技術的な知見や経費がない。 ・協議後の改修に係る効果検証。 ・省エネ協議の実施結果が改修の優先度に反映されない。	環境エネルギー課	16	
			モデル事例の創出と周知・啓発	・県有施設や公営住宅、既存住宅の改修機会を捉え、建築物の種類ごとに断熱改修等のモデルとなる事例を創出【中間見直し】		居住環境の改善と建物の長寿命化を図るため、維持管理が必要な老朽化した低層住宅(簡平・簡二)から厳選して、リニューアル(全面的リフォーム)を実施。	・リニューアル前後における暖房器具燃料消費量の比較検証等 ・灯油使用量については断熱改修後が改修前に比べて約半分程度であることを確認 ・結果をホームページで公表	県の事例を市町村に広く周知していく事が必要	公営住宅室	18	
			環境エネルギー性能の簡易診断の仕組みづくり	・住宅流通時における既存住宅状況調査など、企業や団体が県民と接する機会を活用し、既存建築物の環境エネルギー性能を簡易的に診断する仕組みを構築することで、断熱改修等の検討の初期段階における投資判断を促進【中間見直し】(建築物の省エネ改修サポート制度)		・省エネ改修サポート事業者(施工業者、設計事務所等)、省エネ改修アドバイザーの認定、登録。 ・一般向けセミナー、アドバイザー向け講習会を開催し、省エネ改修の効果を広く周知するとともに、省エネ改修アドバイザーの育成を実施。 ・インスペクションの機会や県民からの申込を受けた際に、省エネ改修アドバイザーによる簡易診断を実施。	簡易診断 7件(H30) 一般向けセミナー 2回開催(H30) アドバイザー向け講習会 4回開催(H30) サポート事業者40者、アドバイザー47名(R1.7)	H31からの新規事業であり、制度の広報周知が必要。	環境エネルギー課	19	
	交通政策と環境政策の連携を図る		新たな総合交通ビジョン		・長野県の交通のあり方を示す「長野県新総合交通ビジョン」において、環境エネルギー政策の視点を盛り込む(P36)		・H25.3策定の同ビジョンに県が取り組むべき施策の方向性として、公共交通とマイカーの使い分け、自転車の積極的利用、燃費性能の良い自動車の普及などを盛り込み ・実施年度H24 (計画期間:～2027(R9))	・長野県モビリティ・マネジメント検討チームを設置し、公共交通における利用促進策の普及方法等について検討(5回、H27)し、報告書をとまとめ ・県内EV,PHV保有台数(年度末) H25:1,178、H26:1,623、H27:2,020、 H28:2,433、H29:3,427	・公共交通利用促進における、県全体の機運醸成に向けた具体的施策のあり方の検討が必要	交通政策課	20

環境エネルギー戦略に基づく施策の取組状況

令和元年8月23日時点

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	目標、成果	課題	担当課	番号
環境エネルギーに配慮されたまちづくりを進める	環境負荷の低い交通・運輸への転換	公共交通を維持・活性化	広域幹線バスに対する支援	・市町村が中心となり取り組んでいる地域協議会などにおいて、地域の実情に応じた効果的な方策の検討を支援するなど、住民の生活に欠かせない地域公共交通の確保維持を促進 (P36)		・国、県、市町村、乗合バス事業者等と協議の上、地域間幹線系統確保維持計画を策定し、対象バス路線運行に補助(運行欠損費を補助) ・実施年度H23～	・補助実績:5社、191,388千円(H30実績) →長電、アルピコ、千曲、上田、信南 ・貸与実績:3社、3台(H30) →長電、千曲、信南	・一部の補助対象バス路線の利用者減少に伴い、バス事業者又は沿線市町村の赤字補填額が増加しており、路線の維持・確保に影響を与えている。	交通政策課	21
		自動車から公共交通利用への転換を促進	通勤・来客交通計画書制度(事業活動計画書制度と一体)	・通勤や来客の交通について、事業者が自主的に転換を促進するよう「通勤・来客交通計画書制度」を設け、「事業活動温暖化対策計画書制度」と一体で運用 ・公共交通利用促進の取組として、従前から実施している「バス・電車ふれあいデー」を継続して実施 (P36)	長野県地球温暖化対策条例第12条(事業活動計画書)制度対象者数319者 公共交通利用促進実施者数128者(実施率40%)	・事業活動温暖化対策計画書制度において、通勤や来客者に対する交通対策の計画を含めて運用 ・実施年度H26～	・事業活動温暖化対策計画書制度において、128者(40%)が公共交通の利用促進等を実施	・事業活動温暖化対策計画書制度の中で、意識が高まるような仕組みづくりの検討が必要。 ・ICカード利用者が増加している現状を踏まえ、ICカード利用者に対するポイント付与をより充実させるなど、バス・電車ふれあいデーにおける公共交通利用をさらに促す取組を検討する必要がある	環境エネルギー課 交通政策課	22
		物流の効率化を促進	物流計画書制度(事業活動計画書制度と一体)	・事業者が自主的かつ関係事業者と連携して効率化を促進するよう「物流計画書制度」を設け、「事業活動温暖化対策計画書制度」と一体で運用 (P36)	長野県地球温暖化対策条例第12条(事業活動計画書)制度対象者数319者 物流の合理化措置実施者数139者(実施率44%)	・事業活動温暖化対策計画書制度において、物流の合理化対策の記述欄を設け、運用 ・実施年度H26～	・事業活動温暖化対策計画書制度において、139者が物流の合理化措置を実施	・実施している事業者が少ない。	環境エネルギー課	23
		自動車から自転車利用への転換を促進	自転車の利用環境の整備	・環境負荷の低い交通手段の一つとして自転車を位置付け、安全教育の徹底や自転車通行空間の整備など、ソフト・ハードの両面から自転車の利用環境の整備を促進 【中間見直し】	「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例(自転車条例)」(H31.3施行)および 「長野県自転車活用推進計画」(計画期間:2022年度まで)	・自転車条例ならびに長野県自転車活用推進計画に基づき、安全教育や自転車活用推進計画の推進など、ソフト・ハードの両面から自転車の利用環境の整備を推進する	・長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例の施行(H31.3月) ・長野県自転車活用推進計画の策定(H31.3月)	長野県自転車活用推進計画に位置付けた指標の達成(現状:2017→目標:2022) ・自転車事故発生件数 928→780件/年 ・自転車通行空間の整備延長 25→180km ・道の駅(県管理)のサイクルステーション化率 0→100%	道路管理課	24
		自転車を活用した観光振興	・健康増進効果や誰でも楽しめる手軽さなど自転車が持つ魅力を活用し、市町村や公共交通機関等と連携して、サイクルツーリズムを推進 【中間見直し】	「自転車条例」および 「長野県自転車活用推進計画」	・自転車条例ならびに長野県自転車活用推進計画に基づき、サイクルツーリズム推進	・長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例の施行(H31.3月) ・長野県自転車活用推進計画の策定(H31.3月)	長野県自転車活用推進計画に位置付けた指標の達成(現状:2017→目標:2022) ・自転車活用を政策に取り入れた市町村数 32→77市町村	道路管理課	25	
	自動車使用に伴う環境負荷の低減	自動車環境情報提供制度	自動車環境情報提供制度	・「自動車環境情報提供制度」を基本に、販売事業者による環境マイスター認定の取組との連携を強化 (P36)	長野県地球温暖化対策条例第17条(自動車環境情報提供)同条例及び省エネ法に基づき、燃費等がカタログに記載	自動車の販売者に対し、自動車の「環境情報」について説明を行うことを条例で義務化	自動車の環境性能に関する情報提供は、十分に定着してきている	環境エネルギー課	26	
		長野県温暖化対策次世代自動車推進協議会	長野県温暖化対策次世代自動車推進協議会	・県と関係団体、事業者で構成する「長野県温暖化対策次世代自動車推進協議会」を通じて、方策を検討・推進 (P36)		・国のEV、PHV、FCV等支援策の動向を注視しながら、研修や意見交換を必要に応じて実施 ・実施年度H23～ ・長野県次世代自動車インフラ整備ビジョンを改定し、FCVIに関する記述を追記(H30～R1)	協議会開催回数 EV関連 H23:4回 H24:4回 H25:1回 FCV関連 H30:1回	引き続き、国の動向等を注視しつつ、必要に応じて情報共有の場等として協議会を開催する	環境エネルギー課	27
		次世代自動車の普及環境整備	次世代自動車の普及環境整備	・「長野県温暖化対策次世代自動車推進協議会」を通じて、次世代自動車の普及に資する環境を整備 (P36)		・H25.6に長野県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンを策定し、普及支援	・充電器設置箇所数:H30:541(急速164、普通377) ・県内EV、PHV保有台数:H29:3,427(PHV2,108、EV1,319) ・2025年までに県内4か所に水素ステーションを設置(4圏域にそれぞれ1か所)	・急速充電器の空白箇所への整備促進 ・国の充電器補助が縮小 ・EV化、カーシェア、自動運転等、への対応	環境エネルギー課	28
		運転時の環境負荷低減を促進	アイドリング・ストップ実施周知制度	・「アイドリング・ストップ実施周知制度」(駐車場へのアイドリング・ストップ呼びかけ掲示の義務付け)を引き続き実施 (P36)	長野県地球温暖化対策条例第16条(アイドリングストップ) 掲示率平均 81.5% (H25～30、1,658施設調査) 未掲示事業者に掲示を指導	・長野県地球温暖化対策条例にて、大規模駐車場の管理者に対するアイドリング・ストップ呼びかけ掲示を義務付け ・地域振興局職員が掲示状況を調査し、未掲示の場合は掲示を指導	・対象施設の掲示率 H25 83.0% H26 82.1% H27 84.0% H28 79.5% H29 82.0% H30 78.2% (H25～30年度平均 81.5%) 調査施設数 1,658施設(H25～H30累計)	条例により掲示が義務化されているが、実施率は8割にとどまる。	環境エネルギー課	29
	環境負荷の低いまちづくり・面的取組の促進	都市計画と環境政策の連携を図る	都市計画方針の策定	・都市計画(長野県都市計画ビジョン、圏域マスタープラン、区域マスタープラン)の改定時を捉え、低炭素都市づくりの視点を盛り込むよう努める (P36)		・都市計画(長野県都市計画ビジョン、区域マスタープラン)に低炭素都市づくりに関する文言を記載	・H25～H28で、17の都市計画区域マスタープランに「低炭素なまちづくり」「温室効果ガスの排出の低減」の文言を記載。(全体で39に記載) ・H30.3改定の都市計画ビジョンに低炭素社会の実現を位置付けた	・他部局・市町村・利害関係者を巻き込んだ実効性のある計画の策定支援が必要	環境エネルギー課 都市・まちづくり課	30
未利用エネルギーの面的活用を促進		未利用エネルギー活用検討制度(自然エネルギー導入検討制度と一体)	・大規模な建築(床面積10,000㎡以上の建築物の新築等)に関して「未利用エネルギー活用検討制度」を設け、建築物における「自然エネルギー導入検討制度」と一体で運用 (P36)	長野県地球温暖化対策条例第22条(未利用エネルギー) H30年度届出件数21件うち、1件で未利用エネルギー活用	・自然エネルギー導入検討制度において床面積10,000㎡以上の建築物の新築等に関して、未利用エネルギー活用の検討を義務化 ・実施年度H26～	・H30年度未利用エネルギー活用状況:届出21件中対象5件(10,000㎡以上)は未活用。 ※条例に基づく届出21中1件(10,000㎡未満)で未利用エネルギー活用。	・資金総額の制約により、導入順位が下がってしまう。	建築住宅課	31	
環境エネルギーに配慮されたまちづくりを進める	環境負荷の低いまちづくり・面的取組の促進	市町村研究会	・県と市町村で構成する「地球温暖化対策・自然エネルギー研究会」を通じて、エコまち法における低炭素まちづくり計画の策定に必要な情報や専門的な知見を提供 ・圏域レベルでの都市計画、交通政策及び環境エネルギー政策が連携して施策を講じていく手法の研究についても検討 (P36)		・市町村と共同で研究会を開催し、知見や課題を共有、検討 ・実施年度H23～	・年5～6回開催(全体会議:1～2回、個別相談会:2会場4日) ・テーマは、エネルギー自立地域や地域が主体となった自然エネルギー導入事業など	全体会議及び個別相談会ともに内容が固定化しており、参加者数が減少傾向。	環境エネルギー課	32	
		先進的なモデル事例の創出支援	・自家用車に過度に依存しないまちづくりを実現するため、道路延長の縮減や公共交通の利便性の向上、自動車交通の制御等に着眼した集約的なまちづくり計画を策定する市町村と連携し、持続可能で環境負荷の低い交通まちづくりにおける先進的なモデル事例の創出を目指す 【中間見直し】		・持続可能なまちづくり(コンパクト・プラス・ネットワーク)を進めるため、市町村の立地適正化計画を支援するとともに、地域公共交通網形成計画・地域公共交通再編実施計画策定を促す。	・H29～H30で10市が立地適正化計画を策定・公表した。 ・H26～H30で31市町村が地域公共交通網形成計画を策定した。	・個別市町村の状況に応じたまちづくりの支援や情報発信をしていく必要がある。 ・いずれの計画も策定主体が市町村であるため、必要性について認識してもらう必要がある。	都市・まちづくり課 交通政策課	33	

環境エネルギー戦略に基づく施策の取組状況

令和元年8月23日時点

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	目標、成果	課題	担当課	番号
エネルギー利用の分散化を促進する	エネルギー供給情報の把握	エネルギー供給事業者から情報提供を受ける	エネルギー供給事業に係る地球温暖化対策計画書制度	「再生可能エネルギー計画書制度」を「エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度」へ発展させ、エネルギー供給事業者による県内への供給実績の報告・公表を促進 (P38)	長野県地球温暖化対策条例第25条(エネ供給計画書) H30制度対象者数69者 計画書提出者数69者 計画書の公表	・長野県地球温暖化対策条例で対象事業者に対して計画書・報告書の提出を義務化 ・県内に電気を供給する小売電気事業者は、3ヶ年の計画期間中の電気の排出係数や自然エネ調達量の見通しを計画し、実績を共に公表。	エネルギー供給に係る情報をホームページに公表し、県民に提供。 H30年度計画書提出者数：69者	・電力自由化により、事業者側も競争戦略上の観点から非公表としている事業者が一定数いる。 ・県民への情報提供が不十分。	環境エネルギー課	34
	使用時間帯等集中回避(シフト・チェンジ)	事業者・家庭での行動を促進する	信州省エネ大作戦	・夏季及び冬季を中心に、需要の時間帯が過度に集中しないよう、エネルギー利用の時間帯をずらす(シフト)、エネルギー効率の高い機器への買替えや電気以外のエネルギー源の活用(チェンジ)など、事業者及び家庭での需要を分散・抑制する行動の促進 ・効果的な需要の分散・抑制を促しつつ、無理な行動によって事業活動や生活に支障が生じないよう、適切な情報提供と行動の呼びかけによる夏季・冬季のキャンペーン「信州省エネ大作戦」を引き続き実施 ・効果的な手法やエネルギーの特性に係る情報については、事業者に対しては「事業活動温暖化対策計画書制度」や「信州省エネパトロール隊への活動支援」「省エネセミナーの開催」「事例集の作成・頒布」「事業者協議会」を通じて、家庭に対しては「家庭の省エネサポート制度」を通じて普及 (P38) ・電力事業者と連携して電力需要の構成内訳といった電力需要の実態の把握に向けた研究を推進 【中間見直し】		・信州省エネ大作戦の取組期間を通じて広報活動を展開し、ピークカットチャレンジなどのイベントや電力ピーク発生予報の提供などを実施した。また、クール(あったか)シェア事業によりピークカットを抑制する行動を促進した。 さらに、エネルギー全体の消費量を削減する省エネ対策も重視し、削減量が少ない業務・家庭部門を対象に住宅の省エネ化を推進した。 ・報道機関を含めた信州省エネ大作戦実行委員会を設立(H28)し、ピークカットの意義や有効な方法についてより効果的な広報の実施に努めている ・年に1回、節電省エネ対策セミナーを開催	最大電力需要の実績 H25年度：▲0.5% H26年度：▲1.2% H27年度：+5.7% H28年度：+2.4% H29年度：+9.4% H30年度：+2.2% ※目標(2020年度)：H22年度比▲15%	最大電力需要の構成内訳が不明であることから、効果的な対策が困難。 最大電力需要の正確な把握が必要。 一方、電力の安定供給に最低限必要とされる予備率は十分な状況であることから、節電対策よりも省エネ対策の充実が必要。	環境エネルギー課	35
既存の水力発電所を効果的に管理・運用するとともに、自然エネルギーの普及・拡大に向け積極的に取り組む	効果的な電気事業の展開		公営事業としての継続	・長野県電気事業は、公営企業として継続 ・国の動向を注視し、経営形態を含め、適切かつ柔軟に対応 ・水力発電所の新規開発・技術支援等により、地域社会に貢献するとともに、さらなる自然エネルギーの普及・拡大に寄与する (P44)		・県内に16の水力発電所を有し、最大出力合計は約10万kW(H31.4現在)で、全国26公営企業事業者の中では第9位の規模となっている。 ・電気事業で得た利益の一部を県の一般会計に拠出し、地域へ還元	・平成24年度以降黒字を確保し、良好な経営指標を継続 ・R元年度予算で一般会計への繰り出しとして5億円を計上	既存の水力発電所について、老朽施設の長寿命化を図りながら効率的に管理・運用していく。 また、利益を活用した地域貢献に積極的に取り組む。	電気事業課	36
	自然エネルギーの普及・拡大	新規水力発電所の建設	固定価格買取制度を活用して、新たに小水力発電所を建設 (P44)	・固定価格買取制度を活用して、新たに小水力発電所を建設 (P44)		・17年ぶりとなる新規発電所(高遠、奥裾花第2)を建設(H29.4稼働) ・3つの県管理ダムで新たに水力発電所を建設中 ・新規電源の開発を加速するため、部局横断によるプロジェクトを推進	・高遠発電所、奥裾花第2発電所の電力は「信州発自然エネルギー」として大都市へ売電 ・県管理ダム地点の発電所(横川蛇石、信州もみじ湖、くだもの里まつかわ)はR2年度末までに稼働予定 ・プロジェクトにより候補とされた地点について、R元年度に調査費を計上	今後抜本的な見直しが予定されている固定価格買取制度の動向を注視しながら、さらなる新規発電所建設の可能性を検討する	電気事業課	37
	自然エネルギーの普及・拡大に向け積極的に取り組む	自然エネルギー施策を財政的に支援	既存の水力発電所においても、固定価格買取制度による売電を行い、得られた利益の一部を活用して、自然エネルギー施策の支援 (P44)	・既存の水力発電所においても、固定価格買取制度による売電を行い、得られた利益の一部を活用して、自然エネルギー施策の支援 (P44)		■地域主導による自然エネルギーの普及拡大を推進するため、「長野県自然エネルギー地域基金」へ積立て一般会計へ繰出し	・H26～28で当初予定のとおり総額5億円を繰出し。 ・平成29年度から、県有施設の省エネ化推進のため毎年5千万円を繰出し	売電利益の一部を活用して、エネルギー関連施策の支援を継続する	環境エネルギー課	38
企業局のノウハウを自然エネルギー普及へ活用	中小規模水力発電技術支援	企業局に「中小規模水力発電技術支援チーム」を設け、県内で小水力発電事業に取り組む事業者主体に対し、専門的な助言による支援を実施 (P44)	・企業局に「中小規模水力発電技術支援チーム」を設け、県内で小水力発電事業に取り組む事業者主体に対し、専門的な助言による支援を実施 (P44)		■個別相談や、水力発電推進マニュアルの作成、インターネットを利用した情報提供を実施	・【相談実績】49件(H24:18件、H25:1件、H26:11件、H27:5件、H28:5件、H29:8件、H30:1件)引続き、各部局連携による「小水力キャラバン隊」に加わるとともに、中小水力発電の設置を検討している者に対し、技術的な支援を実施 ・【水力発電推進マニュアル】発電所の建設や管理運営の経験等を基に技術的な観点マニュアルを策定。	自然エネルギー事業の県内へのさらなる普及・拡大を図るため、企業局の事例紹介など技術支援の取組をさらにPRしながら、技術支援チームにより専門的な助言による支援を継続する	電気事業課	39	
循環型社会の形成を推進する	廃棄物の排出抑制の推進(リデュース)		・レジ袋削減や食べ残し削減などの身近な取り組みにより、ごみの排出抑制を推進 ・一般廃棄物処理の有料化制度や、排出事業者の自主的な排出抑制の取組の支援、EMSの導入推奨により、廃棄物の排出抑制を推進 (P47)	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 第55条(準多量排出者の計画) H26 98者 102千トン H27 126者 112千トン H28 111者 111千トン H29 115者 70千トン H30 118者 計画提出	・身近な取組を契機とした生活全般における発生抑制の推進 ・レジ袋削減県民スクラム運動(実施年度H20年度～) ・「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」(実施年度H22年度～) ・「信州プラスチックスマート運動」(実施年度R元年度～) ・一般廃棄物処理の有料化制度の推進 一般廃棄物処理実務セミナー等において、市町村に対する有料化の事例紹介や啓発を実施 ・実施年度20年度～ ・排出事業者の発生抑制の支援 多量排出事業者の減量等に係る計画の策定・実施に係る支援を実施。また、産業廃棄物処理技術等研修会等の研修会を実施 ・実施年度13年度～	マイバッグ持参率は増加 ・H23年度末52.3%⇒H28年度末66.8% H30年度末70.6% 「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店登録数 ・H23年度末252店舗(飲食店、宿泊施設)⇒H28年度末617店舗(飲食店、宿泊施設、小売店) 一般廃棄物総排出量 H25 667千トン H26 657千トン H27 654千トン H28 638千トン H29 630千トン 有料化導入市町村 H25 60市町村 H26 60市町村 H27 60市町村 H28 61市町村 多量排出事業者の排出量 H25 3,450千トン H26 3,352千トン H27 3,609千トン H28 3,541千トン H29 3,668千トン	・一般廃棄物排出量の減少幅が小さい ・多量排出事業者の排出量が減少しない	資源循環推進課	40	
	再使用の推進(リユース)		・リターナブル容器の使用や学校給食におけるびん牛乳の利用などを推進 ・県民・事業者が個々に取り組むリユースを推進 (P47)		・県民等が取り組むリユースの推進 排出事業者等を対象にした3R実践講習会等において、リユースを含む3Rの推進について啓発を実施 ・実施年度H21年度～	3R実践講習会参加者数 H25 100名 H26 122名 H27 128名 H28 96名 H29 138名 H30 115名	・リユースの状況を直接示す指標がなく、取組の進捗状況が把握できない。	資源循環推進課	41	

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	目標、成果	課題	担当課	番号
循環型社会の形成を推進する	リサイクルの推進 (リサイクル)			・各種リサイクル法(容器包装廃棄物・使用済み家電・食品廃棄物・建設系廃棄物・使用済み自動車等)の円滑な推進 ・市町村・県民・事業者が取り組むリサイクルを推進(P47)		・各種リサイクル法の円滑な推進 ・容器包装リサイクル法に基づく都道府県分別収集促進計画の策定	第8期長野県分別収集促進計画を策定 家電リサイクル法の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合 H29.11末 20.8%(16市町村)⇒H30.11末 55.8%(43市町村) 小型家電リサイクル法の使用済み電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合 H25年度22%(17市町村)⇒H29年度66.2%(51市町村) 自動車リサイクル法 引取報告件数(平成30年度) 引取業 73,106件 フロン類回収業 61,315件 解体業 95,576件 破砕業 69,694件 立入検査の状況(平成30年度) 立入検査件数274件 うち指導件数4件	使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合が全国平均と比較して少ないこと 自動車リサイクルシステムによる移動報告の運用が事業者に浸透していないこと	資源循環推進課	42
	3Rの総合的な取組の推進			・ごみの分別収集の推進、産業廃棄物減量化・適正処理実践協定の推進、環境美化活動の取組、環境教育・環境学習などにより、3Rの総合的な取組を推進(P47)		・各種美化キャンペーンの実施 地域、市民団体、学校、企業、行政など、多様な主体が実施している環境美化活動の輪を更に県民運動として広げ、観光地も含めた環境美化運動を推進し、長野県全体をきれいにする「きれいな信州環境美化運動」の運動を展開。(実施年度23年度～) ・一般廃棄物の3Rの推進 市町村等に対する一般廃棄物処理実務セミナー等により排出抑制や再資源化の取組み支援を実施。(実施年度20年度～) ・産業廃棄物の3Rの推進 産業廃棄物3R実践協定を推進し、事業者の自主的な3Rの取組みを支援。(実施年度16年度～)	「きれいな信州環境美化運動」キャンペーン期間中の実績 平成23年度参加人数 約22.5万人 ⇒ 平成30年度参加人数 約28.0万人 一般廃棄物処理実務セミナー参加者数 H25 84名 H26 77名 H27 67名 H28 69名 H29 93名 H30 59名 一般廃棄物排出量 一般廃棄物リサイクル率 H25 847g/人日 H25 24.7% H26 838g/人日 H26 23.1% H27 836g/人日 H27 23.0% H28 822g/人日 H28 22.1% H29 817g/人日 H29 21.2% ※1人1日当たりのごみ排出量は4年連続で一番少ない都道府県 産業廃棄物3R実践協定締結事業者数 H25年度末 142者 H26年度末 150者 H27年度末 153者 H28年度末 172者 H29年度末 169者 H30年度末 179者	・一般廃棄物排出量の減少幅が小さい	資源循環推進課	43
フロン類等の漏出防止と回収・破壊を促進する	ノンフロン製品等の普及の促進	ノンフロン機の事業用機器の導入を促進する	事業者向け協定制度	ノンフロン製品などが実用化している機器等においては、その普及を促進するための対策を促すため、事業者との「協定制度」においてフロン類等を対象とし、意欲的な事業者の取組を支援(P48)		なし	なし	意欲的な事業者は自発的に省エネを推進するため、施策効果が薄い。	環境エネルギー課	44
	事業活動におけるフロン類等の漏出防止	使用するフロン類等の管理を促進する	事業活動に係る地球温暖化対策計画書制度	・三ふっ化窒素(NF3)と一部のHFCs及びPFCSについては、国で定める温室効果ガスの対象となった場合に、県の温室効果ガスの対象に含めるとともに、「事業活動温暖化対策計画書制度」の中で、事業者の使用量の報告を求め ・「事業活動温暖化対策計画書制度」においてガス別の管理を行うようにするとともに、管理手法や漏出防止策を示し、対策を促進(P48)	長野県地球温暖化対策条例第12条(事業活動計画書)制度対象者数12者 計画書提出者数12者(提出率100%) 計画書の評価・公表 条例に基づく立入調査件数:3件	・長野県地球温暖化対策条例で、三ふっ化窒素やHFCs等の温室効果ガスの排出量の多い事業者に計画書等の提出を義務化 ・事業活動温暖化対策計画書の計画期間を3年とし、計画作成の助言、現場確認による指導、評価を実施(表彰は29年度実施) ・実施年度H26～	・県内の廃棄物部門等及び二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量(H27年度) 1,160t-CO2(H25年度比▲3.2%) ・事業活動温暖化対策計画書制度対象事業者のその他ガス排出量(H28年度) 179.0t-CO2(H25年度比▲10.4%) H30年度計画書提出の対象者数:12者	・排出量の増加の主要因は、廃棄物焼却量の増加や下水処理などの処理量の増加によるが、排出量削減の対策の促進が課題。	環境エネルギー課	45
		特別な漏出防止等の取組を促進する	事業者向け協定制度	・事業者との「協定制度」においてフロン類等を対象とすることを通じて、意欲的な事業者の取組を、支援 ・国の動向を注視し、効果的な実態把握の手法を検討(P48)		なし	実績なし	意欲的な事業者は自発的に省エネを推進するため、施策効果が薄い。	環境エネルギー課	46
	フロン類等の確実な回収・破壊	フロン回収・破壊法を適正に執行する	フロン回収・破壊法の執行	フロン回収・破壊法、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の適正な執行によって、フロン類等の確実な回収及び破壊を促進(P48)		・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の適正執行により、フロン類の確実な処理を促進する。 ・フロン回収・破壊法がフロン排出抑制法に改正(H27.4施行)、充填業務も規制対象となった。	・フロン類の回収実績 回収台数 回収量 H25年度 14,752台 54,332kg H26年度 15,604台 64,647kg H27年度 16,527台 82,445kg H28年度 16,380台 90,751kg H29年度 17,119台 83,038kg ・フロン類の充填実績 充填台数 充填量 H27年度 8,480台 87,941kg H28年度 9,662台 100,150kg H29年度 9,732台 109,243kg	・オゾン層保護と地球温暖化防止の観点から、ノンフロン製品への転換と、使用時及び廃棄時のフロン類の適切な取り扱いが求められている。	資源循環推進課	47
暮らしを守る森林づくりを推進する	多様な森林整備の推進	施業集約化と森林整備を推進する	吸収源対策としての間伐等の推進	・「長野県森林づくり県民税」などを活用し、公益的な機能に配慮しながら、林内路網等の生産基盤の整備や低コストな利用間伐などの集約化施策を推進 ・主伐・植栽を実施して林齢の多様化を図るなど、持続的に資源が供給できる森林づくりを推進(P49)		・林内路網の整備や高性能林業機械の導入、集約化施策を推進 ・高性能林業機械の導入:81台(H25～H29)(計347台) ・集約化面積:5,576ha(H25～H29) ・一貫作業システムの普及に向けた研修会の開催(H28～30) ・間伐等森林整備面積:78,751ha(H25～H29)	・路網整備は着実に進捗しているが、更に整備していく必要あり ・施業集約については、集落周辺の所有規模の細かい私有林が残っているため、集約化を進めるための仕組みづくりの検討が必要 ・低コスト造林を実現するために、一貫作業システムの更なる技術の普及・定着が必要	森林政策課 森林づくり推進課	48	

環境エネルギー戦略に基づく施策の取組状況

令和元年8月23日時点

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	目標、成果	課題	担当課	番号	
木を活かした産業づくりを推進する	信州の木の利用促進	様々な分野での利用を拡大する	公共建築物・住宅等への県産材の利用拡大	・県産材利用指針に基づき、住宅や公共建築物等を中心とする、様々な用途での県産材の利用拡大を推進し、二酸化炭素の吸収・固定を促進(P49)		県産材を利用した住宅の新築、リフォームについて、工事費用の一部を助成 「ふるさと信州・環の住まい助成金」(新築、H27まで) 「信州健康エコ住宅助成金」(新築、H28から) 「信州型住宅リフォーム助成金」 「環境配慮型住宅助成金」(新築・リフォームH30から) ・公共施設の木造化の推進(木造公共施設整備事業) ・県・市町村の営繕担当者等への木造建築物のPR(研修会) ・個人住宅における県産材利用の促進(セミナー開催)	助成住宅における県産材使用量 H25 3,746m ³ H26 3,174m ³ H27 3,059m ³ H28 3,560m ³ H29 3,322m ³ H30 3,324m ³ ※リフォーム分(100m ³ /年程度)は含まない	・今後は、個人住宅の新規着工数は減少していくと想定されるため、耐震、断熱等の改修に伴う木質化及び非住宅の木造・木質化の推進も必要。	建築住宅課 県産材利用推進室	49	
森林を支える地域づくりを推進する	森林の多面的利用の推進	新たな森林産業を創造する	共通	・特用林産物の生産振興を図るとともに、森林セラピー等、森林と他産業とを結びつけた新たな森林産業の創造や山村の6次産業化に向けた取組を推進(P49)		・きのこ・山菜等の生産技術向上のための研修会、資材導入のための資金融資等の支援 ・森林セラピーに関するガイド育成、施設整備への支援	・特用林産物の生産振興(H30年まつたけ全国1位) ・県産材利用連絡会議の開催(H25～H30) ・県内設計士向け県産材利用推進セミナーの開催(H25～H30)	・地域住民による里山の整備・多様な利活用の促進	信州の木活用課	50	
			県産材利用によるCO2固定量の認証	・県産材利用による二酸化炭素固定量の認証を推進(P49)		・住宅ローンの金利優遇やCSRにつながる「CO2固定認証証書」を発行し、建築物における県産木材を推進	認証件数:106件(H25～H30) (H30:9件) 固定量:4637.4CO2-t	認証件数が減少傾向。個人住宅の認証増加に向けて、認証取得効果のPRが必要	県産材利用推進室	51	
			木質バイオマスカーボンオフセットの推進	・木質バイオマスによるカーボンオフセットを推進(P49)		・企業と協働して木質バイオマスの利用によるCO2吸収の削減量を定量的に評価する仕組みを構築	(参考)クレジットの販売実績:485t(H20～H24) ※環境省のJ-クレジット開始(H25～)に伴い終了	事業終了	県産材利用推進室	52	
地球温暖化の影響を抑制する	地球温暖化の影響を把握し、予測する	県内の様々な情報やデータを収集・統合する	気候変動モニタリング(観測)体制の構築	・環境保全研究所を中心に、関係機関、研究機関、大学、団体、専門家等で構成する「気候変動モニタリング(観測)体制」を構築 ・有益なデータを観測している機関等の中で、観測データの共有や融通を可能にし、恒常的な観測・研究体制を構築(P51)		・H26.11に環境保全研究所が信州・気候変動モニタリングネットワークを構築し、気象観測データを収集 ・H30.2に信州・気候変動モニタリングレポート2015を発行 ・実施年度H26～	・県内368地点、最大約100年分の気象観測データ(気温、降雨量、積雪量など)を収集 ・構成:研究機関、国、県の50機関	・品質の異なるデータの活用方法の検討 ・データ収集の省力化(システム化・自動化)	環境エネルギー課	53	
			網羅的な影響の予測	・農業・防災・生態系・健康などの分野を中心に、各分野の国の研究機関や大学と連携し、農作物の品質・収量や水・土砂災害の発生確率など、2030年代以降における気候変動の具体的な影響予測を、未だ発現していない影響も含めて網羅的に行う【中間見直し】(適応センター)		・H27.12に環境保全研究所が文科省「気候変動適応技術社会実装プログラム(SI-CAT)」に参加し、気候変動やその影響の予測研究	・農業、防災、生態系、健康分野への影響について(SI-CAT)と連携し予測を実施中	・各主体が必要とするデータ形式になっていない ・不確実性に対する理解が進んでいない	環境エネルギー課	54	
	地球温暖化の影響による県内への被害を抑制する	地球温暖化の影響への適応策を進める	適応の手法、技術、政策を分野連携で検討・推進する	信州・気候変動適応プラットフォーム	・相互の情報交換、情報共有を促進し、ネットワークの強化を図り、科学的情報に基づく長野県の地球温暖化対策のための施策の推進に寄与することを目的として、長野県環境保全研究所を中心に、国や県、市町村の関係機関、県内に所在する研究機関、団体、大学等で構成する「信州・気候変動適応プラットフォーム」を構築(P51)		・H28.10に信州・気候変動適応プラットフォームを構築 ・農業部会(H28)、防災部会(H28)、生態系部会(H29)、健康部会(H30)を立ち上げ、分野ごとの影響などを共有 ・H29～30にかけて気候変動影響調査票を作成 ・実施年度H28～	・農業、防災、生態系分野、健康において、適応のために必要な情報等に関する検討を実施中 ・構成:産学官の49機関	分野ごとに、気候変動適応という観点での取り組みに差があり、分野間での情報共有が十分でない	環境エネルギー課	55
				適応技術等の開発・実装	・行政、企業、研究機関等の49機関で設立した「信州・気候変動適応プラットフォーム」においてこれらのニーズを共有し、農作物の品種改良や水・土砂災害対策など、幅広い分野における各主体による適応策の検討及び社会実装を促進【中間見直し】		・各部会において、県内の気候予測情報を共有するとともに、SI-CAT参画大学による分野ごとの影響予測などを共有し、対応策などについて議論	適応策を社会実装する	農業分野等においては、社会実装されている例もあるが、多くの分野においては、ニーズやシーズの把握が十分進んでいないため、実装に至っていない	環境エネルギー課	56
				リスクコミュニケーション	・日常生活において県民が直面する気候変動の影響やリスク、一人一人が実践できる対策等について、県民への分かりやすい情報提供・共有を活発化し、適応の必要性に関する理解を促進【中間見直し】(適応センター)		環境省の環境研究総合推進費を活用し、気候変動による影響予測を進めるのと同時に、各主体とのリスクコミュニケーションを実施し、必要とされるデータの形式を把握する ・気候変動による影響やそれに伴うリスク、適応策の考え方をリスクコミュニケーションをとることで、県民に理解してもらう	リスクコミュニケーションの方法論を確立するための研究を実施	県民にわかりやすい情報を提供・共有する体制の整備	環境エネルギー課	57
				自然エネルギー普及の地域主導の基盤を整える	自然エネルギーの情報を広範な県民間で共有する体制	地域住民との情報共有の場をつくる	自然エネルギー信州ネット等との連携 ・地域協議会との連携	・自然エネルギー源の活用について、県民の中から主体的な担い手が多く生まれるよう、基礎となる情報や知見を県民、各地域で共有する場の設置や運営を促進 ・信州ネット等と連携し、自然エネルギーに係る情報や知見を県民、各地域で共有する場づくりを提供 ・自然エネルギーに係る地域協議会の設置や活動を促進・支援し、地域の事業者や行政、住民等の情報共有や事業化に向けた連携の場づくりを進める(P39)	■自然エネルギー信州ネットと連携・協力し、地域協議会の立ち上げを支援。また、会員への自然エネルギーに関する情報提供や、一般県民を対象とした自然エネルギーの普及・啓発のための各種イベントを開催。 ■地域振興局において地域協議会の活動を支援するなど、各地域での場づくりを促進。	・自然エネルギー信州ネット(会員数360、うち行政33団体。エネルギー別・テーマ別に5部会が活動) ・SUWACOLaboにおいて太陽光発電のデータの収集や研究を行い、事業成果発表会等を通じて県民に情報を提供。 ・県内各地に地域協議会が設立され、地域の特色ある取組みが実施されてきた(地域協議会数0→10→8)。 ・自然エネルギー信州ネットにおいて地域プロジェクトの支援を実施。 ・環境カレッジや豊かな環境づくり県民会議などを通じて各地域の取組を支援	・自然エネルギー信州ネットや地域協議会は、産学官民連携のプラットフォームの場として重要。 ・例えば地域新電力やソーラーシェアリングといった時代の要請に対する新たな対応が必要。

環境エネルギー戦略に基づく施策の取組状況

令和元年8月23日時点

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	目標、成果	課題	担当課	番号
自然エネルギー普及の 地域主導の 基盤を整える	自然エネルギーの情報を 広範な県民間 で共有する体 制	制度、技術、事業等 に係る情報を整備、 提供する	市町村研究会 ・調査・研究成果の 広範な提供	・市町村との連携については、全市町村担当者に呼びかけて開催する市町村研究会の活用により行う ・自然エネルギー事業の基礎となる事項やデータ等については、長野県内の自然エネルギーポテンシャル情報の提供のほか、地域主導型の自然エネルギーの事業化に向けた手引き等の検討、整備を行い、専門的な情報についての公表・提供を進める (P39)		<ul style="list-style-type: none"> ■地球温暖化対策の推進や自然エネルギーの普及拡大を目的とした研究会、有識者による自然エネルギー導入に係る個別相談会の実施により、市町村等と情報を共有。 ■県有施設における屋根貸しによる太陽光発電設備導入のプロジェクトにより得られた知見をまとめた手引き、地域と調和した太陽光発電を促進するための市町村対応マニュアルといった、自然エネルギーに係る専門的な情報を公表・提供。 ■信州屋根ソーラーポテンシャルマップの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村研究会の開催回数 24回(H25年度以降の累計) ・市町村個別相談会への相談件数 H27:20件、H28:21件、H29:11件、H30:8件 ・次の手引等を公表 地域密着の小水力発電事業の進め方 県有施設における太陽光発電設備導入検討の手引 太陽発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル ・信州屋根ソーラーポテンシャルマップにより、建物ごとや地域内のポテンシャルの把握としての活用(東信・南信) 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入に積極的な市町村とそうでない市町村の取組が二極化している。 ・市町村が組織的に継続的な知見の蓄積をしていくことが必要。 ・制度の変化を踏まえた最新の情報を提供していくことが必要。 	環境エネルギー課	59
		人材育成、専門家派遣 を担う中間支援組織 を支援する	地域環境エネルギー オフィスの創出促進	・県民の間で自然エネルギー事業に関する知見を広げていくために、信州ネットや自然エネルギーに係る地域協議会などにおける自然エネルギー事業に関する人材育成や専門家派遣等の中間支援機能を支援 ・自然エネルギー事業に係る技術的、経営的なノウハウを提供し、地域の自然エネルギー事業のインキュベーターを行う「地域環境エネルギーオフィス」の創出を促進 (P39)		<ul style="list-style-type: none"> ■飯田自然エネルギー大学や自然エネルギー信州ネットとの連携により、地域主導型自然エネルギーの事業化に必要な知識・ノウハウを習得する場を提供。 ■自然エネルギー人材バンク&情報データベースの構築及び運用により、地域における自然エネルギー事業の立上げを支援。 ■一社)信州ネットパートナーズにおいて事業化手引きの作成やモデル事業を創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田自然エネルギー大学において、講義及び実地研修による人材育成プログラムを実施(第一期:H28-29は、県事業の一環として実施(受講生約20名)。第二期(H30-R1)は事業者において自主運営中)。 ・自然エネルギー信州ネットにおいて、自然エネルギーの事業化や普及啓発に向けたセミナー等を開催。 ・人材バンク34名、関連法規69件、補助制度16件を登録(平成30年度合計) ・一社)信州ネットパートナーズにおいて自然エネルギー事業化手引きの作成や鬼無里太陽光発電所などのモデル事業を創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・南信州地域において、中間機能を果たす場が創出されたが、全県波及にはいたっていない。 ・例えば地域新電力やソーラーシェアリングといった時代の要請に対する新たな対応が必要。 	環境エネルギー課	60
自然エネルギー普及の 地域主導の 基盤を整える	自然エネルギー事業の知 見を生み、改良し、普及 する仕組み	県民による起業・事業 化を支援する	地域主導型の自然エネルギー 事業化支援 ・中小企業向け融資 ・地域金融機関等との連携 による資金調達の仕組みづくり ・初期投資支援策 ・研究会による産業化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域主導型のビジネスモデルの立ち上げを支援(地域の資源、技術、資金を活用した地域の事業体により売電事業等を行い、収益を地域社会に還元する公共性の高い地域主導型の事業モデルを創出すること、県有施設や未利用地を活用した革新的な地域主導型の自然エネルギー事業を創出することに重点) ・地域主導型ビジネスモデルのノウハウや経験を信州ネットや自然エネルギーに係る地域協議会を通じて、共有・発信 ・供給設備の初期投資の調達を円滑に進めるため、中小企業向け融資制度の検討、活用を進める ・地域金融機関からのプロジェクトファイナンス等による融資や市民出資の活用を円滑化するため、金融機関や関係団体とともに自然エネルギー事業の経済性、公共性の評価について研究を行うなど、多様な資金調達の仕組みづくりに取り組む (P39、40) ・固定価格買取制度の対象とならない自然エネルギーの熱利用・熱供給の地域主導による事業化における初期投資を支援するとともに、新築・既存建築物へのグリーン熱設備の導入に係る初期投資費用を軽減 ・県内事業者による環境エネルギー分野での技術やノウハウの産業化の取組について、産官学民連携の「環境エネルギー分野の産業化研究会」により支援【一部中間見直し】 		<ul style="list-style-type: none"> ■地域主導型自然エネルギー創出支援事業、収益納付型補助金により自然エネルギー事業の立上げを支援 ■中小企業向け制度融資の実施 ■地域金融機関とともに、自然エネルギー事業への融資について情報共有・研究を行う金融研究会を開催。 ■環境エネルギー分野の産業化研究会を部局連携で設置しプロジェクトを支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域主導型自然エネルギー創出支援事業によりビジネスモデルの立上げを支援 40件 収益納付型補助金制度とした自然エネルギー地域発電事業でH26年度から5年間で30件を支援(ソフト事業24件、ハード事業6件) ・収益納付型補助金制度とした自然エネルギー地域発電推進事業でH26年度から5年間で30件を支援(ソフト事業24件、ハード事業6件) ・信州創生推進資金次世代産業向け(環境・エネルギー分野)において低利融資を実施 H30年度27件(うち太陽光25件)、H29年度33件(うち太陽光29件) ・金融研究会において、自然エネルギー事業の立ち上げを効果的に支援する収益納付型補助金の制度を設計。 ・環境エネルギー分野の産業化研究会において5プロジェクトを支援(特許申請1件、国補助金採択により2件の案件形成) 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電については効果的・集中的な支援をし、いくつかの事業が創出されたが、熱利用についてはFIT制度の対象外でもあり、新しいビジネスモデルが創出の支援がまだ十分になされていない。 ・ニーズが減少しており、融資実績が減少しつつある。 ・地域金融機関からのプロジェクトファイナンスによる融資やファンド活用普及モデルの創出には至っていない ・産業化の支援に当たっては、事業者の相談に随時応じる体制、関係部局間の連携強化が必要。 	環境エネルギー課 産業立地・経営支援課	61
		産官学民によるモデル 事業を推進する	総合特区によるモデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・先駆的なビジネスモデルの開発にあたっては、総合特区制度(規制緩和・支援措置等をセットにした特区制度)等の国の制度も活用して、産官学民でともに取り組むモデル事業を推進 (P39) 		<ul style="list-style-type: none"> ■県有施設の屋根貸し事業をはじめ先駆的な地域主導型の自然エネルギービジネス創出を促すため総合特区を申請(平成24年度) ■環境エネルギー分野の産業化研究会を部局連携で設置しプロジェクト支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・信州F・POWERプロジェクト、おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト等を指定申請 ・屋根の目的外使用について補助金返還不要となるなど全国の施設屋根を活用した太陽光普及に貢献 ・総合特区指定には至らなかったものの、産官学民協働のモデル事業として全国知事会で表彰 ・市民共同太陽光発電所の運営、水車発電機の開発、ペレットストーブ初期投資0円事業、薪ステーションの整備、企業コンソーシアム設立など、多彩なビジネスモデルが生まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国制度の動向を注視。 ・市民出資の手法が広がっていない。 ・県内企業の自然エネルギー事業への参入が十分でない。 ・ビジネスモデルの波及が不足。 	環境エネルギー課	62
		県内事業者によるサ プライチェーン構築 を促進する	自然エネルギー供給設備 等の開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」などに基づき、地域特性に応じた費用対効果の高い自然エネルギー供給設備や関連機器等の開発を支援 ・「Made in 信州」による自然エネルギーの事業化を進めるため、県内事業者によるサプライチェーンの構築を促進 (P40) ・自然エネルギーによる電気の地域への供給などの社会インフラの整備について、先進モデルとなるシュタットヘルケが普及するドイツとのネットワークを活用しながら、長野県に適した地域の活性化に資する仕組みを検討【一部中間見直し】 		<ul style="list-style-type: none"> ■環境エネルギー分野の技術やノウハウの産業化に向けて、発展潮流にある技術等を見極め、関係者が認識を共有するための勉強会等を開催。 ■環境エネルギー分野の産業化研究会を部局連携で設置しプロジェクト支援 ■環境省、イクレイ日本との協働により「地域再生可能エネルギー国際会議2017」を開催、G20気候変動持続可能性作業部会・G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合での発信等 	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定の発効以後、成長産業と期待される環境エネルギー分野の産業化に向けた勉強会を6回開催 ・環境エネルギー分野の産業化研究会において5プロジェクトを支援(特許申請1件、国補助金採択により2件の案件形成) ・国内外の自治体、企業、専門家など延べ770名参加。「再生可能エネルギー100%地域を目指す自治体首長による長野宣言」を发出 ・関係閣僚会合において、日本国環境大臣に長野宣言を手交 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業化の支援に当たっては、事業者の相談に随時に応じる体制、関係部局の連携強化が必要。 ・宣言において、地域資源を持続可能な形で最大限活用すること、また、地域の特性に応じて地域間で補完しあうよう宣言したが、シュタットヘルケのような地域の担い手が創出されていない。 	環境エネルギー課	63

環境エネルギー戦略に基づく施策の取組状況

令和元年8月23日時点

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	目標、成果	課題	担当課	番号
自然エネルギー普及の 地域主導の 基盤を整える	自然エネルギー事業の経験 を促進し、リスクを軽減する 取組	地域での経験蓄積 を支援する	1村1自然エネルギープロジェクトの登録・環境エネルギーに配慮した災害に強いまちづくりへの支援施策 ・事業化に向けた支援施策 ・地域の活性化に向けた自然エネルギー活用支援施策	「1村1自然エネルギープロジェクト」の登録を通じて、ある程度の経験蓄積が進んでいる地域から、経験がほとんどない地域に対してまで、情報提供、人材育成、専門家派遣など、地域のニーズにあった支援を行なう ・自然エネルギーの事業化支援、地域活性化の観点からの自然エネルギーの活用支援、防災拠点における自然エネルギー供給設備の導入により、災害に強い環境エネルギーに配慮したまちづくり支援等を進める ・取組間の経験交流、ネットワーク化の支援等を通じ、地域での自然エネルギー事業の経験蓄積を支援 (P40)		<ul style="list-style-type: none"> 1村1自然エネルギープロジェクトの募集・登録を行い、ホームページ等で情報提供を行う。 長野県グリーンニューデール基金事業により地域の防災拠点への自然エネルギー設備の導入を支援 地域主導型自然エネルギー創出支援事業により、地域の活性化に向けた自然エネルギーの活用事業を支援。 収益納付型補助金により自然エネルギー事業の事業化を支援 自然エネルギー信州ネットの作業部会においてエネルギー種別に応じた取組を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の実施により、自然エネルギー事業のノウハウ・情報が蓄積されてきた。 1村1自然エネルギープロジェクトへの登録件数：H30年度末累計270件(目標：H30年度270件)。市町村内で登録のある市町村数 65/77。 各種補助金での支援 GND基金事業による導入施設数：62箇所 地域主導型自然エネルギー創出支援事業：40件 自然エネルギー地域発電推進事業：30件 自然エネルギー信州ネットにおいて、例えば太陽光部会では太陽光発電の保守・メンテナンス事業のスキルアップセミナーの開催や事業者データベース作成などの取組を実施。 地中熱利用促進協議会、小水力発電推進協議会などの取組を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 1村1自然エネルギープロジェクトでは、多様なプロジェクトが登録されているが、未登録地域もあり、地域によって温度差がある。 補助事業により、自然エネルギーの導入事例や活用方法の知見が蓄積されつつあるが、事例の横展開により広く普及させる段階に至っていない。 経験の蓄積を普及させていく必要がある。 	環境エネルギー課	64
		政策・規制改革を提 言する	・市町村等現場の声を踏まえた国への提言 ・自然エネルギー協議会を通じた政策提言	・現場の声を反映して、国に対して政策及び規制改革を積極的に提言 ・市町村や信州ネット、地域協議会などを通じて現場での支障事例や政策提案を適宜集約し、国への要望や知事会等での提案に活かす ・「自然エネルギー協議会」を国や事業者への提案を行う場として活用 (P40)		<ul style="list-style-type: none"> 地域で支障となっている事例を把握しながら、県独自要望、知事会や自然エネルギー協議会による提言の機会をとらえ、自然エネルギー普及に資する政策提言を実施 	<ul style="list-style-type: none"> FITの認定情報の自治体への提供システムが稼働 FITの事業計画策定ガイドラインの公表 	太陽光発電設備に関する住民反対運動など支障事例への対応、地域と調和した自然エネルギーの推進が求められれている。	環境エネルギー課	65
		エネルギー供給側 からの普及環境の 整備を促進する	エネルギー供給事業に係る地球温暖化対策計画書制度	「エネルギー供給温暖化対策計画書・協定制度」を通じて、エネルギー供給事業者が自然エネルギーの普及・供給拡大のための取組を計画的に推進できるようにする (P33)	長野県地球温暖化対策条例第25条(エネ供給計画書) H30制度対象者数69者 計画書提出者数69者 計画書の公表	<ul style="list-style-type: none"> 長野県地球温暖化対策条例で対象事業者に対して計画書・報告書の提出を義務化 県内に電気を供給する小売電気事業者は、3ヶ年の計画期間中の電気の排出係数や自然エネルギー調達量の見通しを計画し、実績を共に公表。(H26～) 	34と同様	34と同様		環境エネルギー課
自然エネルギー種別ごとの促進策 を講じる	太陽光発電	屋根 新築建築物	自然エネルギー導入検討制度	・建築物における「自然エネルギー導入検討制度」により普及 ・中小企業向け制度融資を継続 (P40)	長野県地球温暖化対策条例第21条(自然エネ導入検討) 2,000㎡以上の建築物 検討結果 届出件数 H28年度：60件 H29年度：25件 H30年度：21件 新築戸建住宅の自然エネルギー設備の導入率：33.2%	<ul style="list-style-type: none"> 長野県地球温暖化対策条例により戸建て住宅を含む原則全ての建築物を新築する場合、自然エネルギーの導入検討を義務化 自社で使用する電気に係る節電・省エネ設備について、経営健全化支援資金(防災・安全対策)により設備導入を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 新築戸建住宅の自然エネルギー設備の導入率：33.2% 2,000㎡以上の建築物検討結果 届出件数 H28年度：60件 H29年度：25件 H30年度：21件 新事業活性化資金(節電・省エネ対策向け)全体の融資実績(H31より、経営健全化支援資金(防災・安全対策)) H25：128件、1,904,040千円 H26：61件、863,170千円 H27：8件、125,800千円 H28：8件、89,050千円 H29：1件、5,700千円 H30：2件、4,270千円 	<ul style="list-style-type: none"> 資金総額の制約により、導入順位が下がってしまう。 ニーズが減少しており、融資実績が減少しつつある。 	建築住宅課 産業立地・経営支援課	67
		屋根 既存の公共施設・事業所	屋根貸しモデルの確立(県有施設活用プロジェクト)	「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト」を実施し、技術的、経営的なノウハウを広く県内に発信・共有 ・積載荷重に問題のない県有施設の屋根貸しやリース活用を積極的に進め、また、市町村の公共施設の屋根貸しの取組も促進 (P40)		<ul style="list-style-type: none"> 民間企業等への県有施設の屋根の貸出により、初期投資を軽減した太陽光発電の導入を促進。 「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト」により得られた知見等を活用した県有施設の屋根貸しの手続きを公表し、市町村における取組を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1弾(諏訪湖流域下水道豊田終末処理場)を皮切りに、7件の事例を創出 県内市町村に屋根貸し事業が波及 飯田市、上田市、須坂市、小諸市、茅野市、駒ヶ根市、飯島町、小布施町、青木村、小川村、高森町 「県有施設における太陽光発電設備導入 検討の手引」を公表 	<ul style="list-style-type: none"> 買取価格の低下に伴い太陽光発電の事業性が減少し、屋根貸し事業のポテンシャルのある施設が減少している。 耐荷重に余裕のある施設が多くはないなど、屋根貸し事業の県内における普及は限定的。 	環境エネルギー課	68
		屋根 既存の住宅	発電ポテンシャルの公表	・環境への負荷が少ない建築物の屋根での太陽光発電・太陽熱の利用を促進するため、そのポテンシャルを公表するとともに、太陽光発電と電気自動車との連携、省エネ改修とセットでの施工などの普及モデルを示しながら、自動車業界、住宅業界、金融業界等他分野と協働してその拡大に取り組む【中間見直し】		<ul style="list-style-type: none"> 信州屋根ソーラーポテンシャルマップ構築 信州の屋根ソーラー普及検討会を通じた業界連携 太陽熱普及検討WG(仮)などの個別推進策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 信州屋根ソーラーポテンシャルマップ構築(東信・南信は先行公開済。中・北信は本年末公開に向けて調整中) (参考)導入実績 ・住宅用太陽光発電 75,784件(2018年) ・太陽熱利用 22,213件(2017年) ※世帯当たり住宅用太陽光発電の設置容量全国3位 	信州屋根ソーラーポテンシャルを活用した展開策、未導入者のボトルネックを解消するまでに至っていない。	環境エネルギー課	69
		初期投資軽減 モデルの確立	・屋根貸しモデルやリース方式、あるいは初期投資ゼロで自ら導入するビジネスモデル(以下「初期投資軽減モデル」という。)を確立 ・地域主導の事業者による事業の展開を支援 ・中小企業向け制度融資を継続 (P40)		<ul style="list-style-type: none"> 民間団体においてビジネスモデルが展開されている屋根貸しや初期投資軽減モデルの取組について、1村1自然エネルギープロジェクトや信州の屋根ソーラーポテンシャルマップなどで情報発信。 中小企業向けの制度融資の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 1村1自然エネルギープロジェクトへの登録 屋根貸し等のモデル 20件 初期投資軽減モデル 5件 信州創生推進資金次世代産業向け(環境・エネルギー分野)において低利融資を実施 H30年度27件(うち太陽光25件)、H29年度33件(うち太陽光29件) 	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスモデルが展開されているが、広く県民一般に広がっていない。 ニーズが減少しており、融資実績が減少しつつある。 	環境エネルギー課 産業立地・経営支援課	70	

環境エネルギー戦略に基づく施策の取組状況

令和元年8月23日時点

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	目標、成果	課題	担当課	番号	
自然エネルギー種別ごとの促進策を講じる	太陽光発電	未利用地	市町村対応マニュアル	・土地の転用などに困難のない一般的な未利用地について、市町村・土地所有者と、事業者との間をつなぐ「メガソーラーマッチング窓口」によって普及(P41) ・メガソーラーをはじめとする太陽光発電所の開発に伴い景観や森林等への影響が懸念されることもあるため、「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」により市町村等の適切な対応を支援する等、地域と調和した太陽光発電を推進【中間見直し後変更】		■メガソーラーマッチング窓口で事業候補地を公表。 ■「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」を作成し公表。	H23～H24 メガソーラー候補地公表 マッチング件数4件 (県有地1件・市町村有地3件) H28 「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」公表	「市町村対応マニュアル」で支援するも、法的な拘束力等はなく、景観問題や、災害発生の際に地域住民との合意形成の出来ていない個別支障事例の増加。	環境エネルギー課	71	
	小水力発電		共通	・小水力発電の案件形成段階の支援として、適地選定、事業者育成、地域の合意形成、事業計画策定に係る技術、許認可手続き、経営に係る支援を行う「小水力発電キャラバン隊」を立ち上げ、地域の状況を踏まえたオーダーメイドのサポートを行う ・水利権の取得可能性、申請の容易性も踏まえた適地の選定を促すため、水利権相談窓口を県庁に設置 ・研修啓発事業や小水力発電手引き等の整備を進める ・地域の事業者が行う流量調査等の導入可能性の調査・検討、概略設計等の事業開発の支援 ・Made in 信州の水力発電の技術の活用、資金調達サポート等によるモデル事業を促進 ・規制については、水利権など小水力発電推進に関する必要な改革を国に求める(P41)		■小水力発電キャラバン隊による支援・課題解決 ■水利権窓口の設置 ■事業者間の交流・知見蓄積の支援 ■収益納付型補助金制度を設計 ■産業化研究会による支援、モデルの創出 ■自然エネルギー協議会で国に対し要望	・小水力発電キャラバン隊による支援件数 地区別出張相談会 76件(累計) 適地選定講習会 56団体 ・自然エネルギー地域発電推進事業により3箇所の発電所が稼働。(1箇所建設中) ・手引きの説明会等の研修会を実施 ・産業化によるプロジェクトが進行中	・事業者の知見・技術の蓄積途上 ・事業者の人材不足 ・大きな出力箇所ほど県外出資になっており、地域主導型になっていない ・ポテンシャル(全国2位)があるわりには、事業化の事例が少ない	環境エネルギー課 河川課 砂防課 農地整備課 電気事業課	72	
自然エネルギー種別ごとの促進策を講じる	小水力発電	河川一般河川	相談窓口・技術支援・事業化支援	・河川への影響が少ない規模での小水力発電の普及を中心に推進		■部局連携による小水力発電キャラバン隊により、小水力発電事業化の初期段階における課題の解消に向けた支援を実施。	戦略以降モデル的な発電所が整備され、稼働まで至っている。2箇所192kW	・適地選定等調査や許認可に長い期間を要する	環境エネルギー課	73	
		河川砂防堰堤	相談窓口・技術支援・事業化支援	・土砂災害対策に影響を及ぼさず、河川への影響も少ないものについては小水力発電の普及を推進			戦略以降モデル的な発電所が整備され、稼働まで至っている。1箇所190kW	・砂防堰堤利用の許認可に時間を要する	環境エネルギー課	74	
		河川既存ダム放流水	相談窓口・技術支援・事業化支援	・新たな環境負荷を与えない未利用落差であることから、小水力発電での活用を推進		■部局連携による小水力発電キャラバン隊により、小水力発電事業化の初期段階における課題の解消に向けた支援を実施。	戦略以降県企業局により放流水を利用した発電所が整備され、稼働に至っている。2箇所1,198kW	・適地の掘り起こしと知見・技術の蓄積 ・民間事業者への展開	環境エネルギー課	75	
		非河川農業用水路	相談窓口・技術支援・事業化支援	〃			小水力発電キャラバン隊適地選定講習会での施設見学会(白馬村平川小水力発電所、春富小水力発電所)を開催		農業用水を活用した小水力発電は、水利権の手続きが簡素化されており、河川等に比べて導入が容易であるが、発電施設の維持管理、会計処理等に不安を持っている施設管理者も多いため、引き続き導入に向けた支援を行う必要がある。また、発電施設の設置状況を踏まえ、候補地調査の公表内容を更新する必要がある。	環境エネルギー課 農地整備課	76
		非河川上下水道	相談窓口・技術支援・事業化支援	・有効落差を利用した小水力発電の適地を市町村と連携して検討し、普及を推進(P41)		■部局連携による小水力発電キャラバン隊により、小水力発電事業化の初期段階における課題の解消に向けた支援を実施。	戦略以降モデル的な発電所が整備され、稼働まで至っている。1箇所61kW	・水源が湧水・地下水であるところや小規模な施設が多く、発電適地が限られている。 ・下水道は適地検討したが、適地がない	環境エネルギー課	78	
		非河川農業用水路	土地改良施設を活用した普及推進	・小水力発電のモデル地区を立ち上げ、その建設から運営の過程で明らかとなる課題を検証し、モデル地区で得られた検証結果を、今後、導入を予定している地区にフィードバックすることにより、農村地域における小水力発電の普及を推進(P41)		■国補助金を活用して土地改良施設に小水力発電施設を整備。施設見学会などを通じて小水力発電の普及・啓発を実施。	①県内の基幹的農業用水路を対象とした発電候補地調査の結果をH26年7月に公表。 ②モデル地区の建設を通じ小水力発電施設の整備を推進。 国庫補助事業を活用した小水力発電施設の整備箇所 白馬村平川小水力発電所など12箇所1,212kW ③民間事業者による小水力発電施設の整備箇所 陣内森林公園小水力発電所など7箇所1,117kW			環境エネルギー課	77
自然エネルギー種別ごとの促進策を講じる	バイオマス発電	木質バイオマス発電所・熱電併給所	県産材供給体制の整備	・産官学連携による「信州F・POWERプロジェクト」の推進により、製材端材や建築に利用しない低質材を資源として用いる熱電併給型木質バイオマス発電施設を、集中型の製材工場に併設することを支援 ・100km圏内を、同プロジェクトの原木生産拠点地域と位置づけ(地域内で薪やペレットとして、熱利用で使われるものを除く。)その他の地域においては、燃料の調達と比較的容易なところにおける製材所併設発電所や木材の安定供給が確保される場所における低質材を用いる専焼木質バイオマス発電所等の地産地消型の設備の導入を推進 ・発電で発生する余熱を有効に利用する熱電併給の事業モデルを促進(P42)		・森のエネルギー総合推進事業による発電施設への支援 ・熱電併給に関する検討会の参画 ・自然エネルギー地域発電推進事業による事業化支援	・ソヤノウッドパワー発電所が2020年10月稼働予定 ・塩尻市が中心となり、熱利用に関する検討会を実施(信州しおじり木質バイオマス推進協議会:H25～H30で計8回) ・自然エネルギー地域発電推進事業においてバイオマス発電事業の事業化検討支援 1件(諏訪)	「信州F・POWERプロジェクト」における長期安定的な発電用木材の調達 ・各バイオマス発電所設置における県内全体での安定的な発電用木材の調達	県産材利用推進室 環境エネルギー課	79	
		木質バイオマス安定的な燃料供給確保	総合的な林業再生事業(造林・再生対策・高性能林業機械)	・林業経営団地(搬出間伐を行う区域)を全県で設定するとともに、搬出間伐、路網整備、高性能林業機械の導入等を促進し、現場でのチップ化等の先進的なモデルの構築を図る ・民有林に加え、国有林との連携を図り、技術と経営感覚を持ったリーダー等の担い手育成などを進め、安定供給体制を構築 ・集中型の製材工場の設置などにより、需要側からの牽引によって生産性・効率性と分業のもとでの新しいシステムを備えた林業を創生することを通じて、年間の成長量の範囲で木材のカスケード利用による木質バイオマスの生産量高める。 ・街路樹等の剪定枝等の未利用資源の活用を推進(P42)		・林内路網の整備や高性能林業機械の導入、集約化施策を推進 ・主伐から植栽までの一貫作業システムによる低コスト再造林の実現するための研修会の開催 ・森林管理・木材生産等について総合的な視野で地域を指揮できる人材の育成 ・森のエネルギー総合推進事業による発電施設への支援 ・間伐等森林整備の推進 ・里山の森林資源の木質バイオマスや公共スペース木質化への利活用	・路網整備延長:918km(H25～H29)(路網延長累計8,086km) ・高性能林業機械の導入:81台(H25～H29)(計347台) ・集約化面積:5,576ha(H25～H29) ・一貫作業システムの普及に向けた研修会の開催(H28-30) ・森林管理・木材生産等に係る地域リーダーの育成:30人(H25～H29) ・木質バイオマス生産量5万9千m ³ (H29) (H27:5万3千m ³) ・間伐等森林整備面積:78,751ha(H25～H29) ・里山の森林資源により木質バイオマス利用や公共スペースの木質化等に取組んだ地域:30地域(H25～H29)	・路網整備は着実に進捗しているが、更に整備していく必要あり ・施策集約については、集落周辺の所有規模の細かい私有林が残っているため、集約化を進めるための仕組みづくりの検討が必要 ・低コスト造林を実現するために、一貫作業システムの実現する技術の普及・定着が必要	森林政策課 森林づくり推進課 県産材利用推進室	80	

環境エネルギー戦略に基づく施策の取組状況

令和元年8月23日時点

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	目標、成果	課題	担当課	番号	
自然エネルギー種別ごとの促進策を講じる	バイオマス発電	非木質バイオマス 下水汚泥	処理場での発電事業の推進	・県有の下水処理場において消化ガス発電事業を進め、その知見を市町村と共有するなど、下水汚泥のエネルギー利用を推進 (P42)		■流域下水道終末処理場での消化発電の実施 汚泥焼却炉を有せず余剰ガスの多い厚川安曇野流域終末処理場で消化ガス発電を実施 ■公共下水道終末処理場での消化ガス発電の実施 松本市宮渕浄化センター、松本市両島浄化センター、飯田市松尾浄化管理センターで消化発電を実施 ■流域下水道“ZERO”エネルギープラン策定	・厚川安曇野流域発電量 H25年度 58,008kWh H26年度 1,190,359kWh H27年度 1,390,928kWh H28年度 1,303,840kWh H29年度 1,499,976kWh ・市町村等下水処理場におけるバイオガス発電 長野県：厚川安曇野流域下水道 松本市：宮渕浄化センター、両島浄化センター 飯田市：松尾浄化管理センター	・消化ガス発生量を増やす運転方法の検討 ・汚泥処理工程の見直しによる消化ガス発電の拡大 ・他処理場の下水汚泥の集約処理の検討	生活排水課	81	
		非木質バイオマス 畜産・食品系バイオマス	事業化支援	・微生物の嫌気性発酵によるメタンガスを利用するなど、発電と温熱利用を推進 (P42)		■自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入に市町村等を支援。 ■自然エネルギー発電事業が促進されるよう、収益納付型補助金により地域における事業化を支援。	・市町村ごみ処理施設におけつ発電：10件 ・自然エネルギー地域発電推進事業による支援 件数：1件(きのこ廃培地を活用したバイオガス発電)	・食品系バイオガス発電は、推進について関係部局との連携が必要。 ・畜産系バイオガス発電は、事業コストの低減や発酵残渣の利用方法の確保が必要	環境エネルギー課	82	
				共通	・市町村研究会や信州ネット等と連携して情報共有の場をつくりつつ、需要サイドに対しては自然エネルギー導入検討制度、供給サイドに対しては新しいビジネスモデルの立ち上げ支援 ・ビジネスモデルの立ち上げ支援にあたっては、県有施設における場所貸しを検討 ・グリーン熱利用の見える化を進める (P45)		—	—	—		83
		太陽熱 新築建築物	自然エネルギー導入検討 制度・設置支援	・「自然エネルギー導入検討制度」において、発電設備に優先して、熱利用を検討 ・民間事業者による太陽熱利用の見える化の取組支援により太陽熱導入の効果を発信 (P45) ・固定価格買取制度の対象とならない自然エネルギーの熱利用・熱供給の地域主導による事業化における初期投資を支援するとともに、新築・既存建築物へのグリーン熱設備の導入に係る初期投資費用を軽減 【一部中間見直し】(地域主導型自然エネルギー創出支援事業、環境配慮型住宅助成金)	長野県地球温暖化対策条例 第21条(自然エネ導入検討) 届出件数106件(H28~30) 新築戸建住宅の自然エネ導入検討後の導入率：33.2%	・新築戸建住宅を含む原則全ての建築物を新築する場合、自然エネルギー導入検討を義務化 ■環境配慮型住宅において、自然エネルギー設備の導入に対し助成額を加算(H30から) ■1村1自然エネルギープロジェクトにより、太陽熱導入効果の情報を発信。 ■信州屋根ソーラーポテンシャルマップにより、その地域のポテンシャルを提供することで導入検討の支援を行う。	・新築戸建住宅の自然エネルギー設備の導入率：33.2% ・2,000㎡以上の建築物検討結果 届出件数 H28年度：60件 H29年度：25件 H30年度：21件 ・環境配慮型住宅における導入実績(H30) 51件(太陽熱以外を含む) ・1村1自然エネルギープロジェクトへの登録 太陽熱 8件 ・地域主導型自然エネルギー創出支援事業による支援件数 1件 ・信州屋根ソーラーポテンシャルマップ(東信・南信先行公開)	太陽熱については、熱源や消費量によって効果が異なるため、効果を示すことが難しく、普及が進んでいない。例えば、LPガスや都市ガスを使用する場合には費用対効果が見込めるが、灯油を使用する場合には投資回収が難しい。	建築住宅課 環境エネルギー課	84	
		グリーン熱 太陽熱 既築建築物	熱利用ポテンシャルの公表 ・設置支援	・リース方式や直接熱供給事業等の初期投資軽減モデルを検討し、普及を進める (P45) ・環境への負荷が少ない建築物の屋根での太陽光発電・太陽熱の利用を促進するため、そのポテンシャルを公表するとともに、太陽光発電と電気自動車との連携、省エネ改修とセットでの施工などの普及モデルを示しながら、自動車業界、住宅業界、金融業界等他分野と協働してその拡大に取り組む ・固定価格買取制度の対象とならない自然エネルギーの熱利用・熱供給の地域主導による事業化における初期投資を支援するとともに、新築・既存建築物へのグリーン熱設備の導入に係る初期投資費用を軽減 【中間見直し後変更】(信州の屋根ソーラー普及事業、地域主導型自然エネルギー創出支援事業、環境配慮型住宅助成金)		■1村1自然エネルギープロジェクトにより、初期投資軽減のモデルとなる情報を発信。 ■信州の屋根ソーラーポテンシャルマップにおいて、ポテンシャル公開に加えて県内業者を掲載 ■地域主導型自然エネルギー創出支援事業により、太陽熱事業を支援 ■H30年度より助成金の要件に自然エネルギー導入検討を義務化(環境配慮型住宅助成金)	・1村1自然エネルギープロジェクトへの登録 初期投資軽減モデル 1件 ・信州屋根ソーラーポテンシャルマップに掲載する太陽熱業者 6社 ・地域主導型自然エネルギー創出支援事業による支援件数 1件	太陽熱については、熱源や消費量によって効果が異なるため、効果を示すことが難しく、普及が進んでいない。例えば、LPガスや都市ガスを使用する場合には費用対効果が見込めるが、灯油を使用する場合には投資回収が難しい。既築の場合には耐荷重が心配される場合もある。	環境エネルギー課 建築住宅課	85	
		バイオマス熱 新築建築物	自然エネルギー導入検討 制度・設置支援	・建築物における「自然エネルギー導入検討制度」により普及 (P45) ・固定価格買取制度の対象とならない自然エネルギーの熱利用・熱供給の地域主導による事業化における初期投資を支援するとともに、新築・既存建築物へのグリーン熱設備の導入に係る初期投資費用を軽減 【一部中間見直し】(地域主導型自然エネルギー創出支援事業、環境配慮型住宅助成金)	長野県地球温暖化対策条例 第21条(自然エネ導入検討) 届出件数106件(H28~30) 新築戸建住宅の自然エネ導入検討後の導入率：33.2%	■戸建て住宅を含む原則全ての建築物を新築する場合、自然エネルギー導入検討を義務化 ■地域主導型自然エネルギー創出支援事業による支援	新築戸建住宅の自然エネルギー設備の導入率：33.2% 2,000㎡以上の建築物検討結果 届出件数 H28年度：60件 H29年度：25件 H30年度：21件 ・環境配慮型住宅において、自然エネルギー設備の導入に対し助成額を加算(H30から) ・H30 導入実績 51件(バイオマス熱以外を含む)	検討制度の普及による、建築物の建築主の意識高揚。 木質バイオマスの利用にあたっては、初期投資やメンテナンス・ランニングコスト等を勘案の上、地域の実情に応じた活用方法を検討する必要がある。	建築住宅課 環境エネルギー課	86	
		バイオマス熱 既築建築物	設置支援	・初期投資軽減モデルを検討し、薪・ペレットストーブ等の普及を進める (P45) ・固定価格買取制度の対象とならない自然エネルギーの熱利用・熱供給の地域主導による事業化における初期投資を支援するとともに、新築・既存建築物へのグリーン熱設備の導入に係る初期投資費用を軽減 【中間見直し後変更】(地域主導型自然エネルギー創出支援事業、環境配慮型住宅助成金)		■信州産ペレット消費拡大事業等によるペレットストーブ等の導入支援 ■地域主導型自然エネルギー創出支援事業による支援 ■H30年度より環境配慮型住宅助成金の要件に自然エネルギー導入検討を義務化	・ペレットストーブ導入支援実績：930台 (H25~H30) ・木質ボイラーの導入支援実績：33台 (H25~H30) ・地域主導型自然エネルギー創出支援事業による支援件数 22件 ・環境配慮型住宅において、導入検討を要件化するとともに、自然エネルギー設備の導入に対し助成額を加算(H30から) ・H30 導入実績 6件(バイオマス熱以外を含む)	・地域主導型自然エネルギー創出支援事業により導入した薪ストーブやペレットストーブによるその後の波及効果について把握できていない。 ・既存建築物における木質バイオマスの利用にあたっては、改修工が必要であり、初期投資やメンテナンス・ランニングコスト等を勘案の上、地域の実情に応じた活用方法を検討する必要がある。	環境エネルギー課 県産材利用推進室 建築住宅課	87	

環境エネルギー戦略に基づく施策の取組状況

令和元年8月23日時点

大項目	中項目	小項目	取組	環境エネルギー戦略の記載 (記載ページ)	条例に基づく施策の 実施状況	実施内容	目標、成果	課題	担当課	番号
自然エネルギー種別ごとの促進策を講じる	グリーン熱	バイオマス熱普及環境の整備	バイオマス熱供給設備の普及支援	・安定的な燃料供給確保として、薪・ペレットの宅配・販売網を推進するとともに、需要側と供給側と一体となった地域資源循環システムなど、バイオマス熱利用のモデルづくり及び当該システムの県内への普及を支援 ・下水汚泥、畜産・食品系バイオマスを活用した熱利用の普及も進める (P45)		■自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入を支援。	・地域主導型自然エネルギー創出支援事業による支援件数 22件 ・グリーンニューディール基金事業:16件	・初期投資の軽減だけでなく、熱供給先の確保や燃料の供給拠点整備といった更なる支援策の検討が必要	環境エネルギー課 県産材利用推進室	88
			カーボンオフセットの推進	・県産材利用による二酸化炭素固定量の認証や木質バイオマスによるカーボンオフセットを推進 (P49)【再掲】		・企業と協働して木質バイオマスの利用によるCO2吸収の削減量を定量的に評価する仕組みを構築	(参考)クレジットの販売実績:485t (H20~H24) ※環境省のJ-クレジット開始(H25~)に伴い終了	事業終了	県産材利用推進室	89
自然エネルギー種別ごとの促進策を講じる	グリーン熱	バイオマス熱安定的な燃料供給	薪・バイオマス燃料の流通システムの構築支援	・安定的な燃料供給確保として、薪・ペレットの宅配・販売網を推進するとともに、需要側と供給側と一体となった地域資源循環システムなど、バイオマス熱利用のモデルづくり及び当該システムの県内への普及を支援 (P45)【再掲】		・薪によるエネルギーの地消地産事業による薪の地域内循環システムの構築 ※ペレットについては県内製造工場の安定的な供給体制が整っているため、ストーブ導入支援等により需要の拡大を進める。	薪の地域循環システムの構築事業実施(H30~H34)5ヶ年で10件	構築されたシステムの継続性、経済性	県産材利用推進室	90
		バイオマス熱面的な利用	県産材供給体制の整備	・産官学連携による「信州F・POWERプロジェクト」の推進により、製材端材や建築に利用しない低質材を資源として用いる熱電併給型木質バイオマス発電施設を、集中型の製材工場に併設することを支援 ・100km圏内を、同プロジェクトの原木生産拠点地域と位置づけ(地域内で薪やペレットとして、熱利用で使われるものを除く。)その他の地域においては、燃料の調達が比較的容易なところにおける製材所併設発電所や木材の安定供給が確保される場所における低質材を用いる専焼木質バイオマス発電所等の地産地消型の設備の導入を推進 ・発電で発生する余熱を有効に利用する熱電併給の事業モデルを促進 (P42)【再掲】		・森のエネルギー総合推進事業による発電施設への支援 ・熱電併給に関する検討会の参画	・ソヤノウッドパワー発電所が2020年10月稼働予定 ・塩尻市が中心となり、熱利用に関する検討会を実施(信州しおじり木質バイオマス推進協議会:H25~H30で計8回)	・「信州F・POWERプロジェクト」における長期安定的な原木の調達	県産材利用推進室	91
		熱電併給所による地域熱供給推進	・発電で発生する余熱を有効に利用し、熱電併給の事業モデルを促進 (P42)【再掲】		オーストリアからバイオマス関係の技術者を招へいしセミナー及び現地検討会を開催(H28)	・セミナー開催 3回(180名参加) ・現地検討会開催 2回(22名参加) ・オーストリア、フィンランドなどの先進国調査(H25~H30)	熱電併給に対する理解・知識が未熟なため、各種セミナー等を通して引き続き、普及啓発の取組が必要	県産材利用推進室	92	
		地中熱新築建築物	自然エネルギー導入検討制度・事業化支援	・既築の建築物への設備設置は工事とコストの両面から見て困難であることから、「自然エネルギー導入検討制度」により新築建築物を中心に普及を進める ・低い導入コスト等普及性の高い技術、手法による地中熱利用の実証等を支援するほか、公共施設の新築時等における地中熱利用の検討を促進 (P45)	長野県地球温暖化対策条例第21条(自然エネ導入検討)届出件数106件(H28~30) 新築戸建住宅の自然エネ導入検討後の導入率:33.2%	■原則全ての建築物を新築する場合、自然エネルギーの導入検討を義務化 ■自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入を支援。	・県内地中熱ヒートポンプの導入状況:150件(全国4位) ・県有施設への積極導入(県立大学、県立武道館、信濃美術館) ・新築戸建住宅の自然エネルギー設備の導入率:33.2% ・2,000㎡以上の建築物検討結果 届出件数 H28年度:60件 H29年度:25件 H30年度:21件 ・グリーンニューディール基金事業:5件 ・地域主導型自然エネ創出支援事業:4件	・初期コストが高い ・地中熱に対する認知度が低い。	建築住宅課 環境エネルギー課	93
		温泉熱	事業化支援	・熱交換器やヒートポンプによる温泉熱利用システムを推進 ・初期投資軽減モデルも検討し、普及を進める (P45)		■自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入を支援。	地域主導型自然エネルギー創出支援事業:3件 温室設置による野菜等生産についての可能性調査(高山村) 暖房システム構築のため可能性調査と設置(諏訪市) 河川水及び温泉熱を利用した冷暖房設備の導入(松本市)	熱水の温度が事業性に影響する	環境エネルギー課	94
		雪氷熱	事業化支援	・雪室・氷室や冷熱を室内に循環させる冷房システムなど、雪や氷の持つ冷熱による雪氷熱利用システムの普及を推進 ・雪室や氷室で保存した野菜等を自然エネルギーを活用した付加価値の高い商品として販売することなど、自然エネルギーの利用と地域経済の活性化等を結びつける取組を促進 (P46)		■自然エネルギーの熱供給・熱利用が促進されるよう、事業化や設備導入を支援。	・県内雪氷熱利用施設4件 飯綱町、山ノ内町、野沢温泉村、飯山市 ・長野県グリーンニューディール基金事業:1件 ・地域主導型自然エネルギー創出支援事業:1件 雪氷熱利用した産物貯蔵施設の整備(山ノ内町)	・雪堆積場の敷地確保と熱利用施設のニーズの一致が必要	環境エネルギー課	95
その他	地熱・温泉熱発電	バイナリ発電等の事業化支援	・自然公園などの風致景観や生物多様性に対する影響に配慮しつつ普及を進める ・地域とのコンセンサスを得ながら促進するとともに、バイナリ発電など温泉利用や自然保護との両立を図りうる地熱発電及び温泉熱発電の普及を推進 (P42)		■自然エネルギー発電事業が促進されるよう、補助金などにより地域における事業化を支援。	・地域主導型自然エネルギー創出支援事業:1件 源泉を利用した発電と温室設置による野菜等の生産についての可能性調査(高山村) ・県内における地熱発電の可能性調査1件	・地熱発電はリードタイムの長さや導入コスト、リスクの高さから導入事例がない。 ・温泉熱発電は熱水利用について地域合意の形成が必要不可欠であるほか、熱水の温度が事業性に影響する。	環境エネルギー課	96	
	風力発電	適切な場所・手法の検討・影響想定マップ・ガイドラインの提供	・自然環境や景観等に配慮しつつ、適地に普及を推進 (P42)		■ガイドライン、影響想定マップを作成、県ホームページへ掲載	・固定価格買取制度による導入件数 0件 ・グリーンニューディール基金事業:1件 ※2005年頃に大規模風力発電施設の建設計画が3件あったがいずれも事業中止	・長野県は大規模風力発電のポテンシャルが比較的低い。 ・バードストライク等の環境負荷が存在	環境エネルギー課	97	
	バイオ燃料	事業化支援	関係法令等の規制や食料作物との競合等に配慮した適正な利活用を推進 (P46)		■信州ベンチャー企業優先発注事業認定	・信州ベンチャー企業優先発注事業認定1件 ・県HPで情報提供	関係法令等の規制や食料作物との競合等に配慮が必要	環境エネルギー課	98	